

介護保険制度

介護サービス費 が 一部もどってきます (高額介護サービス費 の 申請のしかた)

介護サービスを利用する人は、それぞれの負担割合に応じて「介護サービス費」を負担します。この自己負担額 ※注1が 高額になった場合、一定額（基準金額 ※注2）を超えた分について、申請により 高額介護（予防）サービス費 が 支給されます。



※注2

◆高額介護サービス費の基準金額◆

1ヶ月に支払った審査後の自己負担額が次の額を超えたときは、超えた金額を支給します。

15,000円 (個人) ※注3

ア. 生活保護の受給者等 ※注4

イ. 市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 (ただし、世帯では24,600円)

ウ. 市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円以下の方 (ただし、世帯では24,600円)

24,600円 (世帯) ※注3

市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円を超える方

44,400円 (世帯)

市民税課税世帯で、課税所得が380万円未満に相当する65歳以上の方がいる世帯の方

93,000円 (世帯) (R3.8月サービス分から新設)

市民税課税世帯で、課税所得が380万円以上690万円未満に相当する65歳以上の方がいる世帯の方

140,100円 (世帯) (R3.8月サービス分から新設)

市民税課税世帯で、課税所得が690万円以上に相当する65歳以上の方がいる世帯の方

※注1

◆支給対象とならない利用者負担◆

- ① 施設での食費・居住費
- ② 住宅改修費・福祉用具購入費
- ③ 区分支給限度基準額を超えて利用した自己負担額
- ④ その他日常生活費等 (食材費・理美容代・おむつ代などの保険外分)

◆手続きの方法◆

該当する方に「介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書」を郵送します。必要箇所を記入して、長寿支援課(飯田市役所本庁舎内 A11)又はお近くの自治振興センターに提出してください。

※1度申請していただきますと、以後、自動振込となります。

◆支給の時期◆

高額介護サービス費の支給決定までには審査などの関係上、最低3ヶ月かかります。

そのため、支払い(口座振込)も最短で3ヶ月先の末になります。

例：4月分の高額介護サービス費→7月末に口座振込

◆ご不明な点はお問い合わせ下さい◆

電話 0265-22-4511 内線5763

飯田市役所 長寿支援課 (A11 窓口)

※注3 「個人」とは介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指し、「世帯」とは住民基本台帳の世帯員で介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指します。

※注4 上限額を15,000円に減額したことにより生活保護の被保護者とならない方は「世帯」で15,000円になります。